





平成30年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港臨港道路南北線技術検討業務

本件は、下記の理由により一般財団法人沿岸技術研究センターと随意契約致したい。

記

本業務は、東京港臨港道路南北線における維持管理計画を策定するために、学識経験者及び関係官公庁等で構成する検討会を開催し、技術検討を行うものである。

東京港臨港道路南北線は、東京港の臨海交通ネットワークにおける重要な施設であるとともに、沈埋函方式の海底トンネルとして施工実績の少ない構造物である。

また東京港臨港道路南北線における維持管理計画の検討にあたり、学識経験者及び関係官公庁等で構成する検討会を開催し、審議結果を適切に維持管理計画に反映させるため、前述に係わる豊富な経験が必要である。

よって、沈埋トンネルに関する専門的な知識と技術力や検討会運営等に関する豊富な経験を有する者から広く知見を求め、業務内容に反映することにより、幅広く高度な検討を行うことが期待できる。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「東京港臨港道路南北線における維持管理計画の検討を行う上での留意点」

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、本施設の構造特性、各種設計条件及び設計思想を把握し、維持管理計画の検討を行う上での留意点を提案する等、優れた技術提案を行った一般財団法人沿岸技術研究センターを特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案についてヒアリングを行い総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、一般財団法人沿岸技術研究センターと随意契約をするものである。

平成30年度

東京港湾事務所

## 随 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港臨港道路(南北線)施工法検討業務

本件は、下記の理由により(一財)港湾空港総合技術センターと随意契約致したい。

### 記

本業務は、東京港 10 号地その2と中央防波堤内側埋立地を結ぶ臨港道路南北線の整備にかかる施工方法等の検討及び事業誌の作成を行うものである。

本業務では、既設護岸復旧工、埋戻工、駐車場復旧工が検討対象であり、検討にあたっては、第二航路部航行船舶に対して可航幅を確保する必要があること、10 号地側(西側岸壁、フェリーふ頭)、中央防波堤側(X4、X5)利用者の離接岸や荷役への影響を最小限にする必要があることなど、各制約を前提とした上で施工性に優れ、安全・確実性が高く、かつ経済性を念頭においた施工方法を検討する必要がある。そのため簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、特定テーマ「第二航路部航行船舶及び周辺利用者に配慮した施工方法の検討を行う上での留意点」について技術提案を求めた。

提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った(一財)港湾空港総合技術センターを特定した。本業務の実施方針及び特定テーマに対する技術提案についてヒアリングを行い総合的に判断した結果、幅広く専門的な知識と豊富な経験を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、(一財)港湾空港総合技術センターと随意契約をするものである。

平成30年度

東京港湾事務所

## 随 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港臨港道路(南北線)船舶航行安全対策検討業務

本件は、下記の理由により公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約致したい。

## 記

本業務は東京港10号地その2～中央防波堤外側地区臨港道路整備事業等の施工場所周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保のために必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し検討するものである。

船舶航行安全の検討にあたっては、海難防止に関する専門的な知見並びに東京港における船舶の航行管制及び航行実態に精通し、海上工事に伴う一般船舶の航行安全や海難防止等に関する高度な技術力を有していることが必要である。

よって、海難防止に関する専門的な知見や航行安全等に関する高度な技術力を有する者から広く知見を求め、業務内容に反映することにより、幅広く高度な検討を行うことが期待できる。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「一般航行船舶の航行ルートに配慮した安全対策を検討する上での留意点」

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、一般船舶の通航路に近接した施工場所の特性を把握し、周辺利用船舶や東航路への影響に着目する等、優れた技術提案を行った公益社団法人東京湾海難防止協会を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案についてヒアリングを行い総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約をするものである。

平成30年度

東京港湾事務所

## 随 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港中央防波堤内側地区複合一貫輸送ターミナル整備効果等検討調査

本件は、下記の理由により中央復建コンサルタンツ（株）と随意契約致したい。

## 記

本業務は、国土交通省の定める事業評価の手法に基づき、東京港中央防波堤内側地区複合一貫輸送ターミナル整備事業(X4・X5)について、その整備効果等を分析・評価するものである。

東京港中央防波堤内側内貿ふ頭(X4・X5)の取扱貨物は北海道からの首都圏への貨物量が多くモーダルシフトによる背景の他、10号地には主な取扱品目である紙類の専門倉庫が整備され、東京の主要産業である新聞・出版等情報産業の一端を支えていることから、生産地と消費地を海陸一貫輸送により結ぶ物流の効率化と地域経済と密接な関わりについて整備効果をとらえる必要があるため、簡易公募に準じた総合評価型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

『将来貨物量や取扱貨物の特徴を踏まえた輸送の効率化や地域経済への影響を考慮した整備効果分析を行う上での留意点』

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った中央復建コンサルタンツ（株）を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案についてヒアリングを行い総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、中央復建コンサルタンツ（株）と随意契約をするものである。

平成30年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港臨港道路(南北線)環境調査

本件は、下記の理由により三洋テクノマリン(株)と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港臨港道路南北線の整備に際して、東京都環境影響評価条例に定められている工事施行中の事後調査を実施し、評価書における予測評価内容について検証を行うものである。また、臨港道路南北線の整備による環境改善効果の把握手法立案及び交通量観測を行うものである。

東京港臨港道路南北線の周辺事業である国際海上コンテナターミナルの整備に伴う交通需要の増加は、交通混雑による物流の効率化を妨げ、周辺環境に影響を与えることが懸念される。このため、臨港道路南北線の整備に伴う交通混雑の緩和による輸送コストの削減や交通事故の減少が図られる効果の他、沿道の騒音削減、排出ガスの減少といった環境改善効果を定量的に捉える必要がある。

上記のことから、簡易公募に準じた総合評価型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

『環境改善の効果を把握するうえで交通量観測に配慮すべき事項』

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った三洋テクノマリン(株)を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案についてヒアリングを行い総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、三洋テクノマリン(株)と随意契約をするものである。

## 随意契約理由書

1. 業務名 東京港臨港道路南北線設備実施設計その2業務

2. 業者名 日本工営株式会社

3. 住所 東京都千代田区九段北一丁目14番6号

4. 理由 東京港臨港道路南北線電気室棟は、平成28年度に簡易公募型プロポーザル方式により「東京港臨港道路南北線設備実施設計」の設計者として特定された日本工営株式会社が実施設計業務を実施した。

本業務は、国土交通省告示15号(平成21年1月7日制定)における工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務である。

本業務は、設計業務を行った設計者以外に知り得ない情報である設計意図のうち、設計図書のみでは表現しつくせないものについて、東京港臨港道路南北線電気室棟に係る工事施工段階において工事受注者等に正確に伝えるためのもので、設計業務における成果図書等に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う業務（以下「設計意図伝達業務」）である。具体には、施工に着手するにあたっての工事受注者との打ち合わせや質疑応答、設計図書を補完する説明図及びデザイン詳細図等の作成、設計意図の反映が必要な施工図等の確認、設計意図に基づく仕上げ材料の色彩計画書の作成などを行うものである。

これらは、東京港臨港道路南北線電気室棟に係る設計上の経験・知識を有し、かつ、設計内容や現場の状況に精通した者が行う必要があり、業務の性質上、設計者以外の者に実施させることができない業務であることから、対象工事の基本設計及び実施設計業務を実施した当該設計者と随意契約を締結するものである。

5. 適用法令 会計法第29条の3第4項  
予算決算及び会計令第102条の4第3号





## 公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
土地使用料(中防内側地区・その3)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	13,239,816	13,239,816	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その4)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	9,443,628	9,443,628	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その5)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	7,574,112	7,574,112	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その6)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	18,837,684	18,837,684	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その7)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	3,816,876	3,816,876	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その8)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	9,782,076	9,782,076	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その9)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	2,335,200	2,335,200	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その11)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	22,587,168	22,587,168	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その12)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	8,854,980	8,854,980	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その13)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	7,392,000	7,392,000	100.0%		
土地使用料(中防外側地区・その1)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	2,562,300	2,562,300	100.0%		
土地使用料(中防外側地区・その2)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	8,325,240	8,325,240	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その15)一式	H30.11.9	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	4,260,710	4,260,710	100.0%		

## 公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
土地使用料(中防内側地区・その3)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	13,239,816	13,239,816	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その4)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	9,443,628	9,443,628	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その5)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	7,574,112	7,574,112	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その6)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	18,837,684	18,837,684	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その7)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	3,816,876	3,816,876	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その8)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	9,782,076	9,782,076	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その9)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	2,335,200	2,335,200	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その11)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	22,587,168	22,587,168	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その12)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	8,854,980	8,854,980	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その13)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	7,392,000	7,392,000	100.0%		
土地使用料(中防外側地区・その1)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	2,562,300	2,562,300	100.0%		
土地使用料(中防外側地区・その2)一式	H30.11.1	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	8,325,240	8,325,240	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その15)一式	H30.11.9	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	4,260,710	4,260,710	100.0%		
土地使用料(15号地地区・その2)一式	H30.11.30	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	13,816,000	13,816,000	100.0%		

平成30年度

東京港湾

随意契約理由書

( 件 名 ) 東京港港湾業務艇棧橋使用料

本件は、下記理由により新木場二丁目地区建設業協議会と随意契約致したい。

記

本件は、当事務所が所有する港湾業務艇「江戸」を係船するため新木場二丁目地区建設業協議会所有の棧橋を使用し、その料金を支払うものである。

当該港湾業務艇を係船できる施設を探した結果、近隣においては新木場二丁目地区建設業協議会所有の棧橋以外に使用可能な施設がなかった。

よって会計法第29条の3第4項の規定により、新木場二丁目地区建設業協議会と随意契約をするものである。

## 平成 30 年度

### 東京港湾

### 随意契約理由書

#### (件名) 土地使用料 (10号地その1地区)

本件は、下記の理由により、新日鐵住金株式会社と随意契約致したい。

#### 記

本業務は、東京港10号地その2地区～中央防波堤内側地区において施工中の東京港臨港道路南北線整備事業にて使用する沈埋函艀装品ヤードの借上を行うものである。

事業実施中である東京港臨港道路南北線整備事業において、海上トンネル部を構成する沈埋函の沈設用部材（沈設ポンツーン、タワーポンツーン等）は1号函から7号函で使用する。各函沈設後、次の函に艀装するまでの期間は保管場所が必要となる。

保管場所の選定にあたっては、施工効率を勘案し、艀装場所である15号地木材ふ頭及び船橋市京葉食品コンビナートを有する東京港及び千葉港葛南地区を調査範囲とし、海上運搬を行うための岸壁を有すること、起重機船の接岸のため5m以上の水深を有することを条件として、港湾管理者である東京都及び千葉県と調整を行ったが、公共岸壁では条件を満たす用地を確保出来ないとの結果となった。

上記の結果を受け、東京港及び千葉港葛南地区の公共岸壁以外で利用できる土地を調査したところ、条件を満たす土地は当該土地のみであったため、所有者である新日鐵住金株式会社を特定した。

よって、会計法第29条の3第4項により、新日鐵住金株式会社と随意契約したい。

平成 30 年度

東京港湾

随意契約理由書

(件名) 土地使用料 (東京港臨港道路南北線用地借上)

本件は、下記の理由により、東京港埠頭株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港 10 号地その 2 ふ頭において実施中の東京港臨港道路南北線整備事業にて使用する作業ヤードの借上を行うものである。

当該事業の工事を施工するには、起業地に隣接する作業ヤードが必要であることから、隣接地の所有者である東京港埠頭株式会社の合意を得て、平成 28 年度から作業ヤードとして土地を借上しているものである。

本年度も継続して東京港埠頭株式会社の所有地を作業ヤードとして借上げる必要がある。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、東京港埠頭株式会社と随意契約することとする。

平成 3 0 年度

東京港湾

随意契約理由書

(件名) 建物使用料

本件は、下記の理由により、アサガミ株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港臨港道路南北線整備事業における安全対策に必要な、ライトメール（工事情報及び管制信号情報表示電光板）の設置に使用する物件を借上げるものである。

当該事業の海上工事に伴い、周辺海域では大規模な航行規制を行う必要がある。一般船舶の安全確保を目的に、周辺岸壁を利用する船舶及び航行する船舶に、工事情報及び航路状況を伝達するため、ライトメールを設置することが必須である。対象岸壁等から視認できる設置場所として適切な物件を調査したところ、アサガミ株式会社の該当物件が最適であるため、アサガミ株式会社を特定した。

よって、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項により、アサガミ株式会社と随意契約することとする。

以上

平成 3 0 年度

東京港湾

随意契約理由書

(件名) 建物使用料

本件は、下記の理由により、東海海運株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港臨港道路南北線整備事業における安全対策に必要な、ライトメール（工事情報及び管制信号情報表示電光板）の設置に使用する物件を借上げるものである。

当該事業の海上工事に伴い、周辺海域では大規模な航行規制を行う必要がある。一般船舶の安全確保を目的に、周辺岸壁を利用する船舶及び航行する船舶に、工事情報及び航路状況を伝達するため、ライトメールを設置することが必須である。対象岸壁等から視認できる設置場所として適切な物件を調査したところ、東海海運株式会社の該当物件が最適であるため、東海海運株式会社を特定した。

よって、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項により、東海海運株式会社と随意契約することとする。

以上

平成 30 年度

東京港湾

随意契約理由書

(件名) 土地使用料及び係留施設使用料

本件は、下記の理由により、京葉ユーティリティ株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港臨港道路南北線整備事業にて必要な、沈埋函浮遊打設作業用の土地及び係留施設を借上げるものである。

当該事業の沈埋函浮遊打設作業用の土地及び係留施設は、限られた工期の中で速やかに事業を進めるため、静穏度の高い環境下で浮遊打設作業ができる面積及び沈埋函を係留できる水深を有することが必須である。上記の条件をもとに沈埋函浮遊打設作業用の土地及び係留施設として適切なものを調査したところ、京葉ユーティリティ株式会社所有の当該土地及び係留施設以外に適切なものはなかったため、京葉ユーティリティ株式会社を特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、京葉ユーティリティ株式会社と随意契約することとする。

平成 30 年度

東京港湾

随意契約理由書

(件名) 15号地木材ふ頭の管理運営費分担金

記

本案件は、東京港臨港道路南北線整備事業にて必要な、沈埋函浮遊打設作業用の係留施設を使用するため管理運営費の一部を負担するものである。

当該事業の沈埋函浮遊打設作業用の係留施設は、限られた工期の中で速やかに事業を進めるため、静穏度の高い環境下で浮遊打設作業ができる面積及び沈埋函を係留できる水深を有することが必須である。上記の条件をもとに沈埋函浮遊打設作業用の係留施設として適切なものを調査したところ、15号地木材ふ頭の係留施設以外に適切なものはない。

15号地木材ふ頭は木材の優先ふ頭であり、東京木材埠頭株式会社が東京都より使用許可を受け、管理運営しているふ頭である。本ふ頭の係留施設使用にあたり施設使用料は発生しないが、当該ふ頭を管理するために要する費用の一部を負担することで使用の合意を得た。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、東京木材埠頭株式会社と随意契約することとする。